

II 災害に強い森林づくり

施策の方向

適切に管理されている森林は、土砂の流出や崩壊といった災害を未然に防ぐ機能を高度に発揮します。一方、施業放置により荒廃が進む人工林は、この機能が低下し、災害が発生した際に被害の拡大の要因となります。これまで、県及び市町村は施業放置林の解消に取り組んできましたが、依然として施業放置林は多く存在しています。今後も引き続き、間伐を中心とした保育の実施、皆伐後の再造林、現地の状況に応じた多様な手法による混交林への誘導等の森林施業を促進します。

また、伐採届をはじめとした森林計画制度や林地開発許可制度、保安林制度等の森林法の規定を適正に運用します。さらに、山地災害の予防・復旧に迅速に取り組むほか、災害関連の情報を国・市町村と共有するなどして、山地災害に適切に対応する体制の構築を目指します。

現状・目標値

指標設定の趣旨	指標項目	現況値	目標値(R12)	施策
施業放置林の解消への取組を評価する指標として活用	混交林への誘導整備面積（期間累計）	227ha (R3-6 累計)	380ha (R8-12 累計)	森林施業の促進
伐採届（皆伐）等の審査・指導等の強化を評価する指標として活用	市町村の伐採届に関する事務を県が受託している市町村の割合	26% (R6)	62%	森林法の適正な運用
被災危険度の高い危険度A判定の危険地区における治山事業の実施を評価する指標として活用	山地災害危険地区（危険度A）における治山事業実施箇所数	— (6 箇所 (R7))	30 箇所	山地災害の予防・復旧

施策の概要

(1)森林施策の促進

令和7年4月現在、県内の人工林面積（171千ha）のうち、66千haが施業放置状態となっており、下層植生が消失し土壌がむき出しとなっている特に深刻な施業放置林を整備します。適正に管理されている森林においても、林業の不振・林業従事者の高齢化等により、今後、管理されない森林が増加することが懸念されることから、施業放置林とならないよう間伐等の保育を推進します。

また、針葉樹と広葉樹が混交する森林は、地中部では根が複雑に張り巡り、地上部では複数の樹種・高さの異なる樹木と草本類に覆われることから、土砂が崩壊しにくく、崩壊した場合にも土砂を受け止める効果が高くなるため、スギ・ヒノキ人工林を混交林に誘導します。

加えて、皆伐後、再造林や天然更新されない造林未済地は、このまま放置すると土砂の崩壊等の災害を誘発する恐れがあります。そのため、皆伐後の確実な再造林を図ります。

目標 施業放置林の解消を推進します。

関連指標

指標設定の趣旨	指標項目	現況値	目標値(R12)
施業放置林の解消への取組を評価する指標として活用	混交林への誘導整備面積（期間累計）	227ha (R3-6 累計)	380ha (R8-12 累計)

① 施業放置林の解消

手入れが遅れ、荒廃したスギ・ヒノキ人工林において、間伐を進めることで森林の公益的機能を回復させるとともに、広葉樹を植栽することにより混交林への誘導を図ります。また、適正に管理されているスギ・ヒノキ人工林が将来的に施業放置状態にならないよう、継続して管理する取組を支援します。

事業例

- 集落や道路等の近傍における恒続林化の促進
- 市町村による施業放置林整備の促進
- 森林経営管理法に基づく市町村による森林整備の促進
- 造林事業の促進（森林所有者・林業事業者実施）
- 保安林の計画的整備
- 目指すべき森林（恒続林、適正人工林、自然林、天然林）への誘導
- 航空レーザ解析による施業放置林の実態把握

② 混交林化（恒続林化・自然林化）の推進

スギ・ヒノキ人工林において、集落や道路等の近傍では恒続林への誘導を図ります。また、道路からの距離が遠い、地形が急峻等の林業経営の条件が悪い場所や標高が高くスギ・ヒノキ等の生育が悪い地域の森林では、自然林に誘導します。

事業例

- 恒続林化施業計画の作成・実施
- 県有林恒続林化モデル整備
- 県・市町村による混交林化の推進
- 現地の状況に応じた多様な手法による混交林への誘導

③ 皆伐後再造林の促進

スギ・ヒノキ人工林の皆伐跡地は、森林の公益的機能が損なわれた状態となり、無立木の状態が長年続くと土砂の崩壊の発生リスクが高くなることから、伐採から植栽までの一貫作業や計画的な再造林を促進します。

事業例

- 造林事業の促進（森林所有者・林業事業者実施）
- 花粉症対策苗の植栽への支援
- 伐採から植栽までの一貫作業への支援
- ニホンジカ等による食害防止対策への支援
- 「奈良県伐採・更新施業のガイドライン」の周知・指導

(2)森林法の適正な運用

森林の防災機能を強化するためには、計画的な森林整備や無秩序な開発の抑制などが必要です。森林法に規定される「伐採届」や「林地開発許可の申請」、「保安林での伐採に関する届出・申請」は、森林所有者や林業事業者などが行う伐採の計画・方法を管理する重要な手続きとなります。

このため、奈良県フォレスターを推進力に、県と市町村が連携して構築した新たな森林環境管理体制のもとで、伐採届等の内容を審査するとともに、伐採や植栽等が計画どおりに進められているかを確認・指導するなど、森林法の適正な運用を図ります。

目標 伐採届（皆伐）等の審査・指導等を強化します。

関連指標

指標設定の趣旨	指標項目	現況値(R6)	目標値(R12)
伐採届（皆伐）等の審査・指導等の強化を評価する指標として活用	市町村の伐採届に関する事務を県が受託している市町村の割合	26%	62%

① 森林計画制度等の運用

森林法に規定される伐採届を活用し、長期的な視点に立った計画的かつ適切な森林環境管理を推進します。また、無秩序な開発を抑制し、森林の有する公益的機能を維持するため、森林計画制度や林地開発許可制度に関する業務の円滑・適正な運用に努めます。

事業例

- 奈良県フォレスターによる伐採届等の審査・指導
- 地域森林計画の作成
- 森林経営計画の認定（実施主体：森林所有者、林業事業者等）
- 林地開発許可申請の運用
- 関係部局や市町村等と連携した土地の改変に関する協働監視・情報共有

② 保安林制度の運用

水源かん養、県土保全など森林の公益的機能を発揮させるため、保安林の指定や適切な管理に関する業務の円滑・適正な運用に努めます。

事業例

- 保安林の指定、解除
- 保安林に関する各種届出・申請の審査・指導

(3)山地災害の予防・復旧

気候変動に伴い局地的豪雨が頻発する傾向にあることから、山地災害が発生しやすい状況となっています。平成 23 年の紀伊半島大水害では多数の山地崩壊が発生し、人家やライフラインに大きな被害を与えましたが、最近では令和 5 年梅雨前線による豪雨等により新たな山地災害が発生しています。地形が急峻で地質が脆弱な本県においては、このような山地災害の発生防止や被害の抑制が課題となっています。

国では、令和 7 年 6 月に「第 1 次国土強靱化実施中期計画」を閣議決定し、「推進が特に必要となる施策」として「山地災害危険地区等における治山対策」を位置づけています。県においても優先度の高い被災箇所の計画的な復旧を図りつつ、被災危険度の高い山地災害危険地区（以後「危険地区」という。）における重点的な山地災害の発生予防に努めます。

目標 被災危険度の高い危険地区において、治山施設の整備を推進します。

関連指標

指標設定の趣旨	指標項目	現況値	目標値(R12)
被災危険度の高い危険度 A 判定の危険地区における治山事業の実施を評価する指標として活用	山地災害危険地区（危険度 A）における治山事業実施箇所数	— (6 箇所 R7)	30 箇所

① 山地災害の予防

被災危険度の高い山地災害危険地区において、治山施設の整備等を推進します。

事業例

- 山地災害を未然に防止するための治山施設整備等

② 山地災害の復旧

豪雨等により発生した山地災害を復旧するための施設整備に取り組みます。

事業例

- 山地災害を復旧するための治山施設整備

III 持続的に森林資源を供給する森林づくり

施策の方向

森林は、木材をはじめ、木の実・きのこ類等の食材、漆等の工芸品の原料など様々な資源を供給します。森林資源を生産することは、管理のために定期的に森林に入ることに繋がり、それにより森林の環境が維持されるという好循環が生まれます。また、適切に管理された森林からは、清浄な水が小川に流れ出るなどの副次的な森林資源も供給されます。

このような森林資源を持続的に生産し、森林から安定的に収益を得ることができるよう、奈良県フォレスターと市町村が連携して森林経営計画などの計画作成を促進するとともに、林業機械化や路網整備の推進、森林資源情報の把握など生産基盤の強化を図ります。

さらに、森林から供給される木材の利用は、二酸化炭素を固定し続け化石燃料の利用を抑えることとなり、温室効果ガスの排出の抑制にも繋がることから、木材の搬出支援や未利用材の搬出促進などを図ります。

現状・目標値

指標設定の趣旨	指標項目	現況値(R6)	目標値(R12)	施策
森林経営計画策定の進捗を評価する指標として活用	森林面積に対する森林経営計画策定率	5% (R5)	11%	計画作成の促進
生産基盤の強化度合いを評価する指標として活用	素材生産の生産性（間伐）	3.2 m ³ /人日	4.5 m ³ /人日	生産基盤の強化
木材搬出促進を評価する指標として活用	木材生産量 (A材・B材・C材)	16.9 万m ³ /年 A:5.5 万m ³ /年 B:2.2 万m ³ /年 C:9.2 万m ³ /年	22 万m ³ /年 A:11 万m ³ /年 B:2 万m ³ /年 C:9 万m ³ /年	木材搬出の促進

施策の概要

(1) 計画作成の促進

本県は、森林の所在する市町村以外に居住する不在村者が所有する森林の割合が高いことから、森林所有者の特定ができない森林や、所有境界が不明確な森林が多く存在しています。また、小規模経営（5ha未滿）の林家が88%を占めていることから、林業の基盤となる路網の整備に支障が生じたり、伐採搬出作業が非効率となる原因となっています。今後さらに森林所有者の高齢化や相続による世代交代が進むなか、効率的な森林整備を推進し、地域の森林を持続的に管理経営していくためには、長期的な森林経営計画の策定が必要です。

このため、奈良県フォレスターを中心として、県、市町村、森林組合、林業事業者等が連携して、森林所有者の特定や境界の明確化、施業の集約化を支援し、森林経営計画の策定を促進します。

目標 森林経営計画の策定を推進します。

関連指標

指標設定の趣旨	指標項目	現況値	目標値(R12)
森林経営計画策定の進捗を評価する指標として活用	森林面積に対する森林経営計画策定率	5% (R5)	11%

① 森林境界明確化の促進

小規模所有森林の施業を集約化するために、森林所有者の特定ができない、境界が不明確な森林について、奈良県フォレスターと県林業普及指導職員、市町村、森林組合、林業事業者等が連携して、森林所有者の特定及び境界の明確化を促進します。

事業例

- 市町村による森林の境界明確化作業の促進
- 航空レーザ測量による森林資源情報の活用促進
- 森林クラウドの構築・運営

② 集約化設定及び森林経営計画の策定促進

計画的な森林施業を推進するため、奈良県フォレスターと県林業普及指導職員、市町村、森林組合、林業事業者等が連携して小規模所有森林の施業を集約化し、森林経営計画の策定を促進します。また、研修会の開催やアドバイザー派遣等の支援を併せて実施することにより、J-クレジット（森林経営活動）の登録の前提となる中長期的な森林経営計画の策定を推進します。

事業例

- 森林所有者、林業事業者等による森林経営計画策定の促進
- J-クレジット制度への登録・認証の促進（アドバイザー派遣・研修会の実施等）

(2)生産基盤の強化

本県における林内路網密度（「公道等」、「林道」及び「作業道」の現況延長の合計を森林面積で除した数値。）は、全国平均 27.0m/ha に対し、19.8m/ha (R5) であり、林業機械の導入についても、人工林面積 10,000ha 当たりの導入機械台数は、全国平均 14.9 台に対して奈良県は 8.6 台(R5)となっています。

森林から安定的に木材を生産するため、森林経営計画や恒続林化施業計画等と連動させ、「林道の整備」、「奈良型作業道の整備」、「高性能林業機械等の導入」、「架線集材施設の設置」等の生産基盤の強化を図ります。

また、効率的な木材生産を行うため、航空レーザ測量による精度の高い森林資源情報・詳細な地形情報を整備し、その解析データを市町村に提供し活用を促進します。

目標 林内路網整備、高性能林業機械等の導入、架線集材施設の設置などによる生産基盤の強化を図ります。

関連指標

指標設定の趣旨	指標項目	現況値(R6)	目標値(R12)
生産基盤の強化度合いを評価する指標として活用	素材生産の生産性（間伐）	3.2 m ³ /人日	4.5 m ³ /人日

① 作業システムの効率化及び機械化の推進

大規模集約化団地における作業システムの効率化を図るため、森林組合、林業事業者等に対して「高性能林業機械等の導入」及び「架線集材施設の設置」を支援します。

事業例

- 高性能林業機械等の導入支援（森林組合、林業事業者等）
- 架線集材施設の設置支援（森林組合、林業事業者等）
- 奈良県林業機械化推進センターの運営

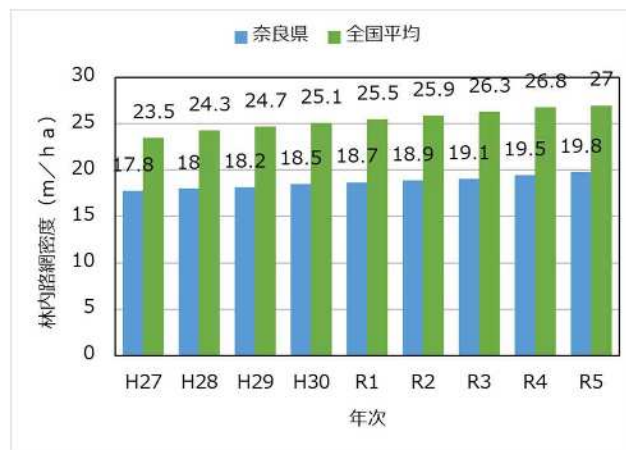


② 路網整備の推進

県・市町村等が整備・管理する林道を基軸にして、森林組合、林業事業者等が、集約化団地等において効率的な木材搬出を行うために実施する枝線の作業道（奈良型作業道）整備を促進します。

事業例

- 県・市町村による林道整備
- 森林組合、林業事業者等による奈良型作業道整備の促進



③ 森林資源情報等の整備・活用

路網整備、木材生産を効率的に促進するため、森林 GIS 等を活用して、航空レーザ測量により精度の高い森林資源・地形情報を計画的に整備し、活用を図ります。また、県・市町村・林業事業者等において、森林クラウドを導入することにより、森林資源情報のさらなる利活用の推進を図ります。

事業例

- 航空レーザ測量による森林資源・地形情報のデータ化
- 森林クラウドの構築・運営
- 市町村・林業事業者等との情報の共有及び利活用の促進

④ 県営林の森林整備の推進

恒続林への誘導技術の普及定着のため、モデル的に整備するなど、県営林の計画的な整備・管理を行います。

事業例

- 県営林の整備（保育、木材生産）
- 県有林恒続林化モデル整備

⑤ 経営改善・合理化支援の制度融資

林業・木材産業改善資金、木材産業等高度化推進資金の制度融資による支援を行います。

事業例

- 林業・木材産業改善資金による融資
- 木材産業等高度化推進資金による融資

⑥ 森林資源を活用した山村地域の活性化

県産材（加工品を含む）及び地域の特産林産（きのこ、山菜等）などを地域資源として発掘し、販売促進を図ることにより、山村地域の活性化を図ります。

事業例

- 山村振興計画（市町村）の策定・見直しによる地域活性化の促進

(3)木材搬出の促進

新たな森林環境管理制度の推進に合わせ、奈良県フォレスター、市町村、森林組合等の連携を強化し、施業地からの木材搬出（A材・B材・C材）を促進します。

恒続林や自然林への誘導により発生する木材（未利用材含む）の搬出についても積極的に取り組みます。

目標 施業地からの計画的な木材搬出（A材・B材・C材）を促進します。

関連指標

指標設定の趣旨	指標項目	現況値(R6)	目標値(R12)
木材搬出促進を評価する指標として活用	木材生産量 (A材・B材・C材)	16.9万m ³ /年 A:5.5万m ³ /年 B:2.2万m ³ /年 C:9.2万m ³ /年	22万m ³ /年 A:11万m ³ /年 B:2万m ³ /年 C:9万m ³ /年

① 計画的な集約化施業の推進

森林所有者、森林組合、林業事業者等が行う、森林経営計画等に基づいた計画的な森林施業を促進します。

事業例

- 森林経営計画等に基づく造林事業の促進（森林所有者、森林組合、林業事業者等実施）
- A材・B材・C材の効率的搬出の促進
- 搬出木材の山土場から市場等への運搬支援（森林組合、林業事業者等）

② 事業者連携

施業地を集約化し、森林の伐採・搬出作業をより効率化するため、森林組合、林業事業者等が各々の能力、強みを活かした事業者間連携を促進します。

事業例

- 木材安定供給団地等における事業者間連携の促進

③ 未利用材の搬出促進

施業放置林等を恒続林や適正人工林等に誘導する際に発生する間伐材等について、出来る限り未利用材とならないよう、その搬出を促進します。

事業例

- 搬出木材の山土場から市場等への運搬支援（森林組合、林業事業者等）
- 林地残材を売りたい森林所有者と林地残材を買いたい事業者とのマッチング支援
- C材を含めた全木材の効率的搬出の促進